

議案第 89 号

調布市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

使用料の額を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市都市公園条例の一部を改正する条例

調布市都市公園条例（昭和53年調布市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表 1 法第5条第1項関係使用料表の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 法第5条第1項関係使用料表

| 公園施設種別 | 単位 | 単位使用料額 |
|-----------------------------|------------------|--|
| 法第5条第1項の規定により設置し、又は管理する公園施設 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 調布市道路占用料等徴収条例（昭和47年調布市条例第22号。以下「道路占用料条例」という。）別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部その他のものの項単位占用料額の欄に掲げる額 |

別表 1 法第5条第1項関係使用料表の表備考中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考に第1項として次の1項を加える。

1 金額の単位は、円とする。

別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表

| 占有物件種別 | 単位 | 単位使用料額 |
|--------|---------|--|
| 第一種電柱 | 1本につき1年 | 道路占用料条例別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部単位占用料額の欄に掲げる額 |
| 第二種電柱 | | |
| 第三種電柱 | | |
| 第一種電話柱 | | |
| 第二種電話柱 | | |

| | | | |
|--------------------------|---------------------------|-------------|---|
| 第三種電話柱 | | | |
| その他の柱類 | | | |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | | 長さ1メートル | |
| 地下電線その他地下に設ける線類 | | につき1年 | |
| 地下に設ける変圧器 | | 占有面積1平方メートル | |
| | | につき1年 | |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | | 1個につき1年 | |
| 地上に設ける変圧器 | | 1個につき1年 | 道路占用料条例別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部路上に設ける変圧器の項単位占用料額の欄に掲げる額 |
| 水道管・下水道管・ガス管その他これらに類するもの | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートル | 道路占用料条例別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部単位占用料額の欄に掲げる額 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | につき1年 | |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | |
| | 外径が1メートル以上のもの | | |
| | 法第7条第1項第3号及び第6号に掲げる工作物 | 上空に設ける通路 | |
| 地下に設ける通路 | | につき1年 | |
| その他のもの | | | |
| その他の工作物 | | 占有面積1平方メートル | 道路占用料条例別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部その他のものの項単位占用料額の欄に掲げる額 |
| | | につき1年 | |

別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表の表備考中第7項を第8項とし、第1項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考に第1項として次の1項を加える。

1 金額の単位は、円とする。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の公園施設又は占用物件による占用に係るものについて適用し、同日前の公園施設又は占用物件による占用に係るものについては、なお従前の例による。